

## MICS ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

### 第1条（規約の適用）

1. ミクスネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます）が「IP通信網サービス契約約款」（以下「ドコモ光約款」といいます）に基づき提供するIP通信網サービス（以下「ドコモ光」といいます）で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供するために「MICS ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」（以下「本規約」といいます）を定めます。
2. 本規約は本サービスの性質に反しない限り、MICS インターネットサービス契約約款（以下「MICS 約款」といいます）を準用します。本サービスの契約者は、準用されるMICS 約款を承諾したものとします。MICS 約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。
3. MICS 約款に定めるインターネットサービスの契約者が、MICS インターネットサービス契約に代えてドコモ光契約（タイプC）を締結（以下「転用」といいます）した場合、MICS 約款およびMICS 放送サービス約款（以下「MICS 放送約款」といいます）に定める割引は停止します。また、転用したサービスの各種キャンペーン割引は停止します。ただし、以下の割引が適用されます。
  - (1) MICS 放送約款に定めるひかりライトコースとドコモ光契約（タイプC）を同時に利用した場合、500円(税込550円)/月額を割引きます。ただし、MICS 約款に定めるインターネットサービスおよびMICS 放送約款に定めるデジタル放送サービスの利用が転用した日の属する暦月の前月でない場合およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。
  - (2) KDDI株式会社、及びJ:COM株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスとドコモ光契約（タイプC）を同時に利用した場合、330円(税込363円)/月額を割引きます。また、ソフトバンク株式会社より当社を介して提供するケーブルラインサービスとドコモ光契約（タイプC）を同時に利用した場合、290円(税込319円)/月額を割引きます。  
ただし、MICS 約款に定めるインターネットサービスおよびケーブルプラス電話サービスまたは、ケーブルラインサービスの利用が転用した日の属する暦月の前月でない場合を除く。
  - (3) MICS 放送約款に定めるひかりライトコース、KDDI株式会社、及びJ:COM株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスおよびドコモ光を同時に利用した場合、830円(税込913円)/月額を割引きます。ただし、MICS 約款に定めるインターネットサービス、MICS 放送約款に定めるひかりライトコースおよびケ

ケーブルプラス電話サービスまたは、ケーブルラインサービスの利用が転用した日の属する暦月の前月がない場合およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。

また、3(2)との併用はできません。

当社が別に定める割引規約と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。なお、転用したサービスに伴う違約金は発生いたしません。

4. MICS 約款に定めるインターネットサービスの未契約者が、ドコモ光契約（タイプC）を締結（以下「新規」といいます）した場合、MICS 約款および MICS 放送約款に定める割引は停止します。ただし、以下の割引が適用されます。

(1) MICS 放送約款に定めるひかりライトコースとドコモ光契約（タイプC）を同時に利用した場合、500 円(税込 550 円)/月額を割引きます。ただし、MICS 放送約款に定めるひかりライトコースの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月がない場合、ドコモ光契約を開始した日の属する暦月(ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月1日の場合を除く)およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。

(2) KDDI 株式会社、及び J:COM 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスとドコモ光契約（タイプC）を同時に利用した場合、330 円(税込 363 円)/月額を割引きます。ただし、KDDI 株式会社、及び J:COM 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスおよび、ソフトバンク株式会社より当社を介して提供するケーブルラインサービスの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月がない場合およびドコモ光契約を開始した日の属する暦月(ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月1日の場合を除く)を除く。

(3) MICS 放送約款に定めるひかりライトコース、KDDI 株式会社、及び J:COM 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスおよびドコモ光を同時に利用した場合、830 円(税込 913 円)/月額を割引きます。ただし、MICS 放送約款に定めるライトコースおよび KDDI 株式会社、及び J:COM 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用および、ソフトバンク株式会社より当社を介して提供するケーブルラインサービスの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月がない場合、ドコモ光契約を開始した日の属する暦月(ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月1日の場合を除く)およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。

また、4(2)との併用はできません。

当社が別に定める割引規約と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。なお、転用したサービスに伴う違約金は発生いたしません。

5. 前3項の規定に係らず、本サービスの契約者は MICS 約款第 11 条に定める最低利用期間を準用しないこととします。

6. 本条第3(1)と本条第3(2)ともに該当する場合、本条第3(1)と本条第3(2)の割引がそれぞれ適用されます。また、本条第4(1)と本条第4(2)ともに該当する場合、本条第4(1)と本条第4(2)の割引がそれぞれ適用されます

## 第2条 (契約の単位)

1. 当社はドコモ光1利用契約に対し、1の本サービス契約を締結します。

## 第3条 (サービスの内容)

1. 本サービスはベストエフォートサービスです。
2. 本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプは以下のとおりです。
  - (1) ドコモ光戸建てタイプC
  - (2) ドコモ光マンションタイプC

## 第4条 (契約申込みの方法)

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約およびドコモ光約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提示を求めることがあります。

## 第5条 (契約申込みの承諾)

1. 本サービスの契約申込みにあたり、NTTドコモによるドコモ光の申込みの承諾が必要です。
2. 本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以て契約締結とします。
3. 当社は、申込者が以下の各号に該当する場合、契約申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に属すると判明したとき。
  - (2) その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

## 第6条 (契約内容の変更)

1. 本サービスを利用するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、第3条第2項も変更します。

## 第7条 (契約者が行う契約の解除)

1. 契約者が本サービス契約の解除を希望する場合には、NTTドコモが定める方法により、契約者からNTTドコモへ届け出るものとします。

## 第8条 (当社が行う契約の利用停止および解除)

1. 契約者が本規約を含む、MICS 約款に違反した場合、当社は本サービス契約を停止または解除することがあります。
2. 契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合におけるその事実を、当社がドコモへ通知することに同意するものとします。

## 第9条 (契約解除に係る責任)



によります。

2. 当社は、前項による本規約および本サービスの内容を変更または廃止について、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

#### 第 14 条（契約者名義が異なる場合の取り扱い）

1. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本サービスおよびドコモ光の契約の申し込みを、当社およびドコモがそれぞれ認める場合、会員は ISP 料金にかかる債務を当該ドコモ光の契約者がドコモ約款の定めに従い引き受けることについて同意するものとします。
2. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、第 12 条 5 項に基づく本サービスの料金の免除または返還の必要が生じた場合には、NTT ドコモはドコモ光の契約者名義に対してのみこれをするものとします。
3. 契約者は、前 2 項について、予め異議なく同意するものとします。

#### 第 15 条（利用停止）

1. 契約者は、本規約第 8 条第 1 項に基づき、本サービス契約が利用停止された場合におけるその利用停止の事実を、当社が NTT ドコモへ通知することに同意するものとします。

#### 附則

本規約は 2026 年 6 月 1 日より実施します。